



旭川東警察署交通だより

令和6年7月19日
旭川東警察署
交通第一課企画係

～ 歩行者の安全確保 ～

歩行者の妨害をしていませんか？



全道7月中の過去5年の死亡事故・重傷事故、第1当事者（車両）の違反別については歩行者妨害が安全不確認に次いで多くなっています。

運転するときは、道路を横断する歩行者がいる「かもしれない」という気持ちで慎重に運転しましょう。

運転者の方へ

横断歩道は歩行者優先です！

車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または、横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければなりません。

きちんと停止できるよう安全確認とスピードダウンに心がけましょう。

※ 横断歩行者等妨害等

点数2点、反則金～大型車12,000円、普通車9,000円、二輪車7,000円、原付車6,000円

歩行者の方へ

横断歩道を利用するときは、信号を守るのはもちろんのこと、青信号でも左右の安全確認をしっかりと、渡りましょう！

